

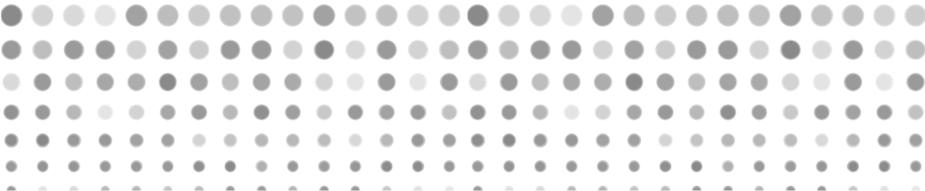
## 第 1 節 計画の基本理念

多可町では、「第2次総合計画（天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可～人がたからのまち きらり輝くまち～）」において掲げた「『敬老の日発祥のまち』として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをつくりまします。高齢者を地域ぐるみで支え合うまちをつくりまします。」という考え方に基づき、「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念としています。

第8期においても、この理念を掲げ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。



**みんなで支え合い、  
安心して健やかに暮らせるまち**



## 第2節 計画の基本方針

計画の基本理念に基づき、次の4つを基本方針として、取り組めます。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年（令和7年）までの間に、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を推進します。

ひとり暮らし高齢者や高齢者の夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、在宅医療と介護が円滑に提供される仕組みの構築や地域包括ケアの中核機関としての地域包括支援センターの機能強化を図り、介護保険法上に位置付けられた地域ケア会議の充実等により、介護・福祉・医療等の多職種の関係者による自立支援や重度化防止に向けたネットワークづくりを推進します。

### 2 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐため、早期からの生活習慣病予防や健康づくりを推進するとともに、地域での通いの場が充実するよう取り組みます。また、元気な高齢者が積極的に住民主体の通いの場に参加し、支援する側になることで、高齢者の生活の充実、ひいては、介護予防の効果がもたらされることから、参加を促進していきます。

今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする人の増加が見込まれます。公的なサービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な地域資源による生活支援サービスの提供体制を構築していきます。

### 3 認知症施策と権利擁護の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援を推進します。

高齢者虐待や消費者被害から高齢者を守るための権利擁護施策を推進します。

### 4 持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、今後、少子高齢化が一層進展し、介護分野の人的制約が強まることから、人材の確保及び業務の効率化等に取り組めます。

## 第3節 計画の施策体系

[ 基本理念 ]

[ 基本方針 ]

[ 施策の方向性 ]

みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 在宅医療と介護の連携

2 高齢者を支える地域の体制づくり

3 日常生活を支援するための体制の整備

2 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

1 健康づくりの推進

2 介護予防・生活支援の推進

3 社会交流・生きがい活動支援

4 住居支援

5 家族介護支援

6 要介護者等に対するリハビリテーションの提供体制の構築

3 認知症施策と権利擁護の推進

1 認知症施策の推進

2 権利擁護の推進  
→「多可町成年後見制度利用促進基本計画」

1 介護給付適正化への取組及び目標  
(多可町介護給付適正化計画)

4 持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進

2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上

3 災害・感染症対策

4 保険者機能の強化に向けた体制等の構築

## 第4節 日常生活圏域の設定

### 1 日常生活圏域の範囲

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法の規定により、設定することとされており、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。

本町においては、圏域の設定が法に規定された第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）から、合併前の旧町の実績を踏まえて、日常生活圏域を「中区」、「加美区」、「八千代区」の3圏域とし、日常生活圏域における介護サービスや保健福祉サービス等の提供などにより、高齢者等が住み慣れた地域で生活できることを支援してきました。

2025年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者の生活全体を支えるための地域の範囲をその取り組みの目的に合わせて設定することとし、本計画に基づく日常生活圏域と兵庫県保健医療計画に基づく保健医療圏域により重層的な支援体制を構築します。

日常生活圏域は、本町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等から、現行の「中区」、「加美区」、「八千代区」の3圏域を大圏域とします。

また、地域資源の開発やネットワーク構築等を目的とした生活支援体制の整備を推進するため、大圏域を小学校区ごとに分け、「中町北小学校区」、「中町南小学校区」、「杉原谷小学校区」、「松井小学校区」、「八千代小学校区」の5圏域を小圏域として設定します。

大圏域	小圏域	区域
中区	中町北小学校区	中区（門前、安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田）
	中町南小学校区	中区（高岸、奥中、徳畑、茂利、中村町、安坂、糺屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田）
加美区	杉原谷小学校区	加美区（山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺）
	松井小学校区	加美区（豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部）
八千代区	八千代小学校区	八千代区全域

図表9 【新たな日常生活圏域】



## 2 日常生活圏域の状況

### (1) 日常生活圏域（小圏域）別の人口、高齢化率等

	町全体	中町北 小学校区	中町南 小学校区	杉原谷 小学校区	松井 小学校区	八千代 小学校区
総人口（人）	20,445	3,503	5,946	2,762	3,225	5,009
65歳以上人口（人）	7,394	1,214	2,090	1,070	1,181	1,839
高齢化率（％）	36.2	34.7	35.1	38.7	36.6	36.7
75歳以上人口（人）	4,079	664	1,169	579	631	1,036
75歳以上の割合（％）	20.0	19.0	19.7	21.0	19.6	20.7
要介護認定者（人）	1,400	234	375	211	230	350
認定率（％）	18.9	19.3	17.9	19.7	19.5	19.0

※要介護認定者は第1号被保険者で要支援を含む。住所地特例者等は除く。  
資料：住民基本台帳等（令和2年4月1日時点）

### (2) 日常生活圏域（大圏域）別の介護サービス事業所数

サービス事業所		町全体	中区	加美区	八千代区
居宅介護 サービス	訪問介護	2	0	1	1
	訪問入浴	1	0	1	0
	訪問看護	2	2	0	0
	訪問リハビリテーション	1	1	0	0
	通所介護	7	4	2	1
	通所リハビリテーション	4	4	0	0
	短期入所生活介護	4	2	1	1
	短期入所療養介護	1	1	0	0
	福祉用具貸与	0	0	0	0
	福祉用具販売	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	2	1	0	1
地域密着型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	3	1	1	1
	小規模多機能型居宅介護	3	1	1	1
	認知症対応型共同生活介護	6	3	2	1
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0	1
	地域密着型通所介護	2	1	1	0
居宅介護支援	10	7	2	1	
施設 サービス	介護老人福祉施設	4	2	1	1
	介護老人保健施設	1	1	0	0
	介護医療院	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0